5　新開示府令第四号の三様式記載上の注意(5)a(c)、(d)及び(e)の規定は、四半期報告書（新開示府令第一条第十八号の五に規定する四半期報告書をいう。以下この項において同じ。）に記載すべき最近連結会計年度の四半期連結財務諸表が平成二十七年四月一日以後に開始するものについて適用し、同日前に開始する連結会計年度に係る四半期報告書については、なお従前の例による。

6　新開示府令第五号様式記載上の注意(5)a(c)、(d)及び(n)の規定は、半期報告書（新開示府令第一条第十九号に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。）に記載すべき最近連結会計年度の中間連結財務諸表が平成二十七年四月一日以後に開始するものについて適用し、同日前に開始する連結会計年度に係る半期報告書については、なお従前の例による。

○内閣府令第五十八号

保険業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十五号）の一部の施行に伴い、並びに保険業法（平成七年法律第百五号）第三百三条の規定に基づき、及び同法を実施するため、保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年八月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二百三十七条第一項第一号を次のように改める。

一　保険契約の締結の年月日

第二百三十七条第一項中第三号を第五号とし、第一号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　保険契約の当事者の氏名又は商号

三　第二百三十二条各号に掲げる事項

第二百三十七条第一項に次の一号を加える。

六　保険契約者に対して行った保険契約の締結の媒介の内容

第二百三十七条第二項及び第三項を次のように改める。

2　保険仲立人は、保険契約が消滅した日から五年間、当該保険契約に係る法第三百三条に規定する帳簿書類を次に掲げる書面とともに保存しなければならない。

一　法第二百九十六条第一項の規定により保険契約者に交付した書面の写し

二　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める書面

イ　法第二百九十八条の規定により読み替えて適用する商法第五百四十六条第一項（結約書作成及び交付義務）（法第二百九十三条において準用する場合を含む。）の規定により作成する書面（以下この条において「結約書」という。）を作成した場合（ロに掲げる場合を除く。）　当該結約書の写し

ロ　結約書を交付し得なかった場合　当該結約書及び交付し得なかった理由を記載した書面

ハ　保険契約の当事者と結約書を作成しない旨の合意をした場合　その合意を証する書面

3　第一項第一号から第三号までに掲げる事項の全部又は一部が結約書に記載されている場合は、当該全部又は一部の事項の法第三百三条に規定する帳簿書類への記載を省略することができる。

附則第二十条を削る。

別紙様式第二十六号Ⅰ6を次のように改める。

6　保険募集業務の状況

区分	生命保険			損害保険			少額短期保険			合計		
	法人	個人	計	法人	個人	計	法人	個人	計	法人	個人	計
契約件数（件）												
保険料（千円）												
手数料等（千円）												

（記載上の注意）

1．手数料等とは保険契約の締結の媒介に関して受領した手数料、報酬その他の対価の合計額をいう。以下この様式において同じ。

2．外貨の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算する。

別紙様式第二十七号Ⅰ5を次のように改める。

5　保険募集業務の状況

区分	生命保険			損害保険			少額短期保険			合計		
	法人	個人	計	法人	個人	計	法人	個人	計	法人	個人	計
契約件数（件）												
保険料（千円）												
手数料等（千円）												

（記載上の注意）

1．手数料等とは保険契約の締結の媒介に関して受領した手数料、報酬その他の対価の合計額をいう。以下この様式において同じ。

2．外貨の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算する。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、保険業法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二十六年八月二十九日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令の施行の際、現にこの府令による改正前の保険業法施行規則第二百三十七条第一項各号に掲げる事項が記載された同条第二項に規定する帳簿書類は、この府令による改正後の保険業法施行規則（以下「新規則」という。）第二百三十七条第一項各号に掲げる事項が記載された帳簿書類とみなす。

2　新規則別紙様式第二十六号Ⅰ6及び別紙様式第二十七号Ⅰ5は、平成二十六年八月二十九日以後に終了する保険仲立人（保険業法第二条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。）の事業年度について適用し、同日前に終了した当該事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○内閣府令第五十九号

金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年八月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第六項第一号中「（国際政策統括官の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第七条第二項第一号中「第三条各号」を「第四条各号」に改める。

附則第五条中「第三条各号」を「第四条各号」に改める。

附　則

この府令は、平成二十六年八月二十九日から施行する。